

ほしょうにん きんきゅうれんらくにん み
保証人・緊急連絡人が見つからないために
みんかんちんたいじゅうたく か
アパートなどの民間賃貸住宅を借りられないひと



川崎市

かわさき しきょじゅうしえんせいど あんない
川崎市 居住支援制度のご案内

あばーと みんかんちんたいじゅうたく か やちん しはら
アパートなどの民間賃貸住宅を借りるとき、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、
ほしょうにん きんきゅうれんらくにん じゅうたく か ばあい つぎ しえん おこな にゅうきよきかい
保証人・緊急連絡人がいないために、住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会
かくほ きょじゅう あんてい はか もくてき せいど
の確保と 居住の安定を図ることを目的とした 制度です。

かわさきし してい ほしょうがいしゃ たいのうやちん たいきよご げんじょうかいふくひ ざんちかざい
・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や 退去後の原状回復費や 残置家財などの
ぬぶんひ きんせんてき ほしょう おこな
処分費の 金銭的な 保証を行います。

かわさきし しえんだんたい ことば ちが たら ぶる はつせいじ つうやくはけん にゅうきよしや
・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによる トラブル発生時の 通訳派遣や 入居者の
みまも おこな
見守りなどを 行います。

たいしょうしや
対象者

- ① 市内に住所があることを住民票又は在留カード、特別永住者証明書
で確認できるひと
 - ② 市内の事業所に勤務するひと
 - ③ 市内の学校に通うひと
- その他、高齢者、障害者などもあります

た ようけん
その他の要件

- ◎ 給与、年金などの安定した収入や 生活保護費で 家賃等の支払いができるひと
 - ◎ 自立した生活ができるひと
 - ◎ 原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人※を確保できるひと
- ※連帯保証人と異なり、連帯して債務を負わない。なお、緊急連絡人の確保に努めたが、確保が
むつかしいひとは、まえて 川崎市住宅供給公社まで 相談してください。

りようしや ふたん
利用者の負担

- ◎ 月額家賃に共益費を加えた額の35%(但し、最低保証料があります)を2年分として入居
時または更新時に一括して保証会社へ支払う。
- ◎ 2年間の特約付火災保険に加入する。
「借家人賠償責任保障額」が1,000万円以上
「個人賠償責任保障額」が1,000万円

保証会社が行う内容

家賃滞納等の場合、原則 次の①、②を保証会社が立て替えて支払います。

①滞納家賃及び付帯する遅延損害金

(家賃及び共益費の7か月分を限度とする)

②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費

家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とする。

※ 後日、利用者等は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払う。

賃貸住宅の探し方

対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備推進課などで協力不動産店のリストを配布しています。自分で協力不動産店をまわって、賃貸住宅を探してください。

お問い合わせ

◎川崎市住宅供給公社

TEL 044-244-7590

FAX 044-244-7509

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-2-4
川崎砂子ビル 2階

◎川崎市まちづくり局住宅整備推進課

TEL 044-200-2997

FAX 044-200-3970

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
(本庁舎18階)

その他外国人相談窓口

公益財団法人川崎市国際交流協会

外国人市民の方が毎日の生活で困っていることや悩んでいることの相談を無料でうけます。

TEL 044-435-7000 FAX 044-435-7010

〒211-0033 川崎市中原区木月祇園町 2-2

NPO かながわ外国人すまいサポートセンター

「アパートやマンションを外国人ということで貸してくれない」「どうやって部屋を探したらいいのか、よくわからない」「保証人がいない」などの住宅相談をうけます。

TEL 045-228-1752 FAX 045-228-1768

〒231-8458 横浜市中区常磐町1-7 横浜YMCA2階